

会則

CONSTITUTION

2017—

名古屋日豪ニュージ-ランド協会

THE JAPAN -AUSTRALIA AND NEW ZEALAND SOCIETY OF NAGOYA

制定	1978年12月8日
改訂1	2003年4月17日
改定2	<u>2017年7月26日</u>

名古屋日豪ニューズ・レランド協会会則

(名称及び事務所)

第1条 本会は名古屋日豪ニューズ・レランド協会と称する。

本会の事務局は、基本、会長が所属する団体に設ける。

(目的)

第2条 本会は、名古屋とオーストラリア並びにニューズ・レランドとの文化的交流及び経済的関係の発展を図り、相互の理解と親善とを促進しその達成に必要な行事を行う。

(会員)

第3条 本会は、名誉会員、法人会員、賛助会員、個人会員をもって構成する。

基本、年会費は毎年4月に請求し支払うこととする。

1. 法人会員
入会金 1万円
会費1口 5万円1口以上
2. 賛助会員
法人または個人にて上記金額以外を納入する
3. 個人会員
会費 5千円
4. 学生会員
会費 3千円
5. 名誉会長、名誉会員は会費を免除する

第4条 本会への入会希望者は、必要な手続きを経て、会長の承認を得るものとする。

第5条 本会に次の役員を置く。

会 長	1名
副 会 長	<u>3名以内</u>
理 事	若干名
監 事	<u>2名以内</u>
顧 問	若干名
<u>事務局長</u>	<u>1名</u>

第6条 役員は総会において会員の中から選任し、会長、副会長は理事会において互選決定する。役員任期は2年とし再任を妨げない。

第7条 本会に名誉会長、名誉会員を置く事ができる。これらの会員は、理事会の推薦において決定する。

第8条 会長は本会を代表し、会務を統率し会議を招集する。
会長を代行する時は、副会長がこれを処理するものとする。

第9条 本会は毎年5月に定時総会、理事会を開催する。
但し、必要に応じ、開催時期の変更や臨時総会を開催することが出来る。

第10条 理事会は、会長、副会長、理事、監事及び事務局長をもって構成し、重要会務を処理する。

第11条 総会は、会員総数の過半数の出席を要し、その決議は出席会員の多数決による。

第12条 本会の経費は、次の収入をもってあてる。
1. 入会金 、2. 会費 、3. 寄付金 、4. その他の収入

第13条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第14条 本規約の変更は、総会において会員総数の過半数以上が出席し、その3分の2以上の同意を得る事を要す。

第15条 本規約実施のため別に規定を設ける事が出来る。
規定の決定、変更、終止は理事会の議決による。

付 則 本会則は、2017年7月26日から施行する。